

John Scott の「地方浮浪貧民 実態の考察」(1773)について

白 沢 久 一

目 次

- I. はじめに—生涯について—
- II. Work-house と定住法の実態について
- III. Hundred-house の提案について
- IV. おわりに—貧沢の自制—

I. はじめに—生涯について—

John Scott (1730~1783) は、Knatchbull 救貧法下で救援阻止機能 (The System of Deterrence) の実態を鋭く批判した人物として、英国社会保障 (救貧法) 発達史研究上、多くの人々によって引用されている (注1)。つまり、Knatchbull 法下の Work-house 論とその実態への「J. Hamway による批判と、Hamway 法の成立 (1767年) となり、1770年代には John Scott の有名な批判がなされ」(注2)、それは「Observations on the state of the Parochial and Vagrant poor」1773年、[BL. T. 244 (6)] のパンフレットによってである。

John Scott は、Quaker Poet と言われ、10歳で、父 (リンネ商) の転居で Amwell に住んでから教育は中断されたまま、20歳代から詩を投稿し、30歳代でロンドンを訪れて、Dr. Jonson を知った。結婚後一年で妻子を失い、「Elegie」(1769) が書かれ、1773年には彼にとって唯一の救貧法実態を詩人の眼でとらえたパンフレットが出された。1776年には叙述詩「Amwell」が出版され、1782年の「Poetical Work」が Critical Review

(July. 1782.) で攻撃をうけて, "A Letter to the Critical Reviewers" を同年に出版して自己弁護をし, 次に Critical Essay を書いたが出版される前に1783年12月12日に Ratcliff で死亡した。二度目の妻 Mary との間に娘一人を残して, フレンド派の埋葬地に埋られたと言われる(注3)。

(注1) 小山路男著「イギリス救貧法史論」日本許論新社 118頁。樫原明著「イギリス社会保障の史的研究1」法律文化社 76頁。S&B. Webb "English poor law History" part 1 p 279. Karl de Schweinitz "England's Road to social security" p66 参照。

(注2) 拙稿「Knatchbull 救貧法下の Work-house 論について」北星論集18号 (1980) 年所収, p124。

(注3) Dictionary of National Biography p980。

II. Work-house と定住法の実態について

1. 貧民の状況について

(1) 罰則的浮浪者規制法は必ずしも成功していない。英国内での規則法は, Holland や他の国々以上にきびしくつくられていたのであるが, 「その浮浪者法は多くの他の法律のようにその罰則のきびしさによってそれ自身の目的を弱めた」(p4)のである。本当に罰となる不道德者と, 罰にはならない偶然的な困窮旅人との区別もなく, 行政官は「救助する前に無差別に罰すること」(p8)となり, その貪欲さも規制出来なくなっていたのである。

(2) Stigma 視と飢えに対する家庭の役割。「『飢える』とは一つの表情であり, それは習慣に親しめず恐怖によって直撃を与えられねばならないのである。事実警戒され, 治療もされずに, 病氣と災害のカタログの中で, その人間の仲裁は振上げた拳を阻止する効果だけであり, その名称は我々の道徳や政策や性格上の悪名という消しがたい Stigma を定着させた」(p5)のである。しかしこのことに対して無関心さは許されないであり, 海の男の物語りのように「我々は彼らの位置を知ることの不可能さと彼らに援助を与えることの不可能さに悔む」(p6)のであるが, 貧困者の家族に注目して「ここでは平等に同情しつづける環境があり, それは我々の眼より涙を流し, そこに我々の胸中をみるのである。」(p6)

とし、「『慈善は家族で始まる』のであり、彼ら自身の親戚や扶養者達の需要は始めに満足されねばならない」(p7)とのべる。「こうして、総ての者が何をなすべきかは、他の者によってなされるために残されているからなのである。すべての者が従うべき重荷は肩から肩へと移されるのであり、そして結局は教区にうつされ、ときにはそれを受け入れることを決してせずに義務ともしないのである」(p7)とし、それ故 Hamway (注1)以来指摘されつづけて来た Work-house 内の死亡率の高さが再論されている。

(3) スコットランド人やアイルランド人への差別的排除。「若し若干の者が欠乏に悩まされるならば、その欠点は法そのものなのであり、それ以来すべての者が定住し、(若し彼らがしたいならば)扶養される」(p9)とされているが、このことは「Scotland か Ireland 生れの者にはひどく疑わしいと聞かされている。そこで、かような人々は浮浪者法の重大な違反とその罪状に服することによる以外には、いかに困窮であろうとも合法的には救助されないし、或いは出生地に運ばれさえもしないのである。外国人の場合にはなお悪いのである。彼は救助もされず排除もされず、しかも Samaria の門の中のイスラエル領主のように味えきれないほどの豊かな光景の中で死なねばならないのである。」(p10)とされ、現実には Burns 博士も指摘しているように定住の条件がえられないために「それは一つのジレンマであり、それは彼がみる限りではいまだに解決しないし、考えられもしない」(p13) 実態なのである。

(4) それでも貧民は勤勉さと家族愛をもっている。「粗野で文盲な英国人によっては他国民を無知であるとして自然に軽蔑して言うことは、『ここには外国人達は仕事をもっていない。彼らは自身の国に残るべきであり、そこでこそ生活が維持される』ということである」(p15)が、「その沢山の真に宗教心あふれる者は我々の援助を求めているのが現状なのである。国内での忠誠さや技術者の器用さがあるならば、我々自身の島では特に排除すべき理由はないのである」(p16)としている。そして、「親族への自然の愛情は富者に対しても貧者に対しても一般的なものである。彼らの現況では、貧者は特別な原因により、不自然な別離にしばしば強いられるのである。両親として、子供として、結婚したものの思いやりが、突然の出産時に最も遠く離れていて、その場に立会えな

いことが問われるのであろう。病気或いは失意の時に彼ら自身に最も必要と考えられている人が旅行中でも緊急に準備されることなのであり、そしてかような時にこそ唯一の資源は臨時的な慈善 (accidental charity) なのである。County から County へ、田舎から田舎へと旅をするような浮浪者についても、公的な援助をする必要のある者が多分含まれている」(p16~17) のである。

(5) 教区は救助を拒否し、人々も拒否している。乞食をして不幸にも拘束されると「教区事務官は生れつきの冷酷さからか、多分に不注意からか、そして多分個人的な性格からか、救助を拒否するのである」(p17)。それは、「彼らには、援助を必要とせず、メリットもないからであり、ひどい冗談や悪い微罰によって、裸にし飢えさせて、結果的には去らせるのである」(p18)。こうして、多くのものは乞食として浮浪化するのである。

そこで、「教区援助が最も固い決意で拒否される場合には、個人的慈善が真に必要な者にある者に援助の手を確実にさしのべるであろう」(p19) と良く言われるが、その拒否は「彼の行為の犯罪性か、現行上の無資格の証明として絶対的と思われ」(p19) ており、個人的慈善も殆んどむずかしくなっていると述べている。

2. 貧民の慈善の反対論について

(1) Burn 博士と Hervey 氏の反対論について。Burn 博士(注1)は彼の救貧法史の中で大胆に「乞食の全面的な廃止」を提案している。つまり「この種の慈善〔臨時的施与〕は公的な法律に対してよりも個人的な判断を行っている」(p27)。「——それ故に、むしろ個人的判断や弱点や頑固さをもっともすくない方法で行わせよ。そしてその法律がないうるものを試みさせよ。そこでは乞食することに終止符をうつ一つの誤りのない方法となり」(pp26~27)、「若し誰れもが施与を与えなかったならば、誰れもが乞わない」(p27) と博士は述べて、公的規制を中心に、個人的慈善に反対しているのである。それに対して「その自由を犯すために強制的法律の施行が英国人の間では述べられてはいなかった」(p27) と J. Scott は反論している。

Hervey 氏(注3)は、Burn 博士以上に、「我々の Wheels からこれらの死重を振払うのに異議なく我々に合意せよ。我々の国からうじ虫の群を

宿すな！」(p28)としている。しかしこのような個人的慈善の禁止は何をもたらすかと J. Scott は問いかけている。それは「乞食達が通行人に慈善を求めて悩ませ、同時に最も熱心なわめき声によって施与を誘うことがよく知られているのである。多くは、彼らの眼や肢体の損失が彼らの哀願のために権威づけられ、或いはすくなくとも弁明されているようである」(p31)として、「多分これらがすべて彼らの職業を乞食とさせてしまうので、我々の哀みや怠惰に対して少なくとも抗議することとなるのである。しかし、若し公共的接触で即座に変化がなされるならば、習慣化された生活上の様式の中で、不作為を言う Burn 博士の2週間の経験や柔軟性のない Hervey 氏の決定の原則によって、予期せぬ多くの破壊が多くの犠牲をしいるに違いない」(p31)のである。

(2) M. Hale 卿の主張(労働保障がない限り拒否は出来ない)を支持。M. Hale 判事(注4)は、「稼働能力あるどんな人間にでもその適切な人生のコースが用意されず、困窮しても、仕事をしえる人々がそれをすこしもなしえないことに気づく以外に選びようのない時、あなたは施与を拒否する良心を持ちえるのか」(p33)とのべており、J. Scott は「その法律は Hale の時代以来改善をすこしもしないか全くしないかであり、或いは彼の議論は答ええないか、或いは不作為の犠牲とされたのである」(p33)と抗議している。

3. 救貧税節約と Work-house 実態の過酷性

(1) 富の不公正さ。一方での「ぼろと蛆虫、不潔さと病気」と、他方での「着物や馬車や建物での豪華さでの浪費」は一枚の絵の中に展開されるので、浪費にも限度はあるが、「しかし自然に一つの衡平さの上に行われる永遠の状態の中でも巨大な不均衡となるのでどんな方法によってでもその富者を低くめ、彼らの適当な地位をこえて貧民をひき上げることによって、社会の従属を犯したいレベラー達(Leveller)の教義を教えこむことを計画してはいないが、しかし…貧民の誰れもが抑圧の経験を許されてはいないということを暗示することなのである」(p34)とのべている。

(2) Work-house の教区「囚人」化。Work-house 理念はその現実の中でみねばならないとして、「9 George I 条例(1722)は抑圧へのおそるべきエンジンである。そこでの生存は、自らの生存を公共に依存させ

て、不幸にも破滅させられる人々が、決して批難されていないのである。この条例での方法によって、その教区管理人達は彼らの代理人として、一組のささやかな専制を確立するように努力しているのであり、理由のある食物を彼らに仲介することによって、そして理由のない労働を彼らに課すことによって、或る程度の値段で貧民を養って、不正な富を考えているのである。惨めなこれらの悪徳の貯蔵庫の内部経済を充分に知っている者や、或いはむしろ Work-house と呼ばれている教区「囚人」はめったに知られることはないのである。これらの中で他の勝手気ままな支配の中で、そこでの不平が罰則の2倍のものが付加されることに対して、反乱や反逆となるのである。時には、人間性にショックを与えるような特別な事件がもたらされるのである」(pp36~37)。こうして、早急な死が老人と虚弱者にもたらされ、健康によい空気も排除される。こうして、Work-house の教区「囚人」化の実態が関心をよんだのである。

(3) Work-house の「請負」化。「事実上はワークハウスを請負うパトロンは貧民を傷けないことである。しかし反対に彼らの利益は大きくなるのである。かように考えられる利益について彼らは多分詳細に説明するであろう。そして彼はその小地域での規則や勤勉さや豊かさや満足さについての記述を喜ぶことに努力しているのである。しかし、その絵の反対が真実に類似したものとしてみい出されるのであろう」(p39) としている。つまりその契約内容が問われ、「若しこのケースの場合の契約がすべての個人に或る程度の値段となり、その値段は或るみじめなものにとどまる人間を考えて最も低い額に固定されているのである。」(p40)。そして、なお、「そこで、若し彼らが他で生活維持されること以上に貧民をより安く生活維持を約束した者でさえ、なお彼らを生活維持することで利益となっていたのである」(pp40~41)。「抑圧の権力は彼の手の中にあり、そして彼はそれを利用するに違いないし、抑圧での獲物は彼の手の届くところにあり、そして彼はそれらを拒否しないに違いないのである」(p41)とのべている。残酷なのはワークハウスの請負人であり、「彼らの残忍な巨人は残酷な囚人の上に、彼らの領地をおさえ、強奪と殺人の果実の上に生存する」(p46) のである。

(4) 無差別強制(救貧法)と家族解体。「以上のような教会救助への無差別的強制は数えきれない苦悩の根源である」(p46) として、特に救貧

法実施が「避けがたい受理以外はこの規則の上ではときどき家族の解体を起すのであり、それはささやかな救助によって彼らのささやかな家族的幸福の享受が解体されるのである。多分その夫は労働しえず、その妻も出来ないで、そこで彼らはただちに公的慈善の対象と思われるであろう。結果としては教会上の離婚が行われるのである。こうしてその優しい絆はこわされる。一人はワークハウスに入れられ、他の者は人為的に寡婦として残されて、やつれはてるのである。子供への愛情の形式的保護でさえ、死んで行く最後の者や最も下劣な者にさえ、普通の虚弱者の苦悩の軽減のために、最も多くが要求されている時に、子供の腕からその衰弱し勤勉で不幸な両親を義務的に奪い去るのであり……」(pp47~48)と訴えている。

(7) Mammon にみせられる Work-house の運営。「……そのワークハウスはその Keeper の生活維持の場所となり果てている。彼はこの世の神を Mammon に魅せられた眼によって、把んだ利益のずるがしこい霧を通じて区別もなく反対し、頑固さ故に能力もなくあやまり、一人のエジプトの Task-Master のように容赦しない厳しきで骨の折れることを無能者に迫っているのである。」(p49)とされ、Overseer も原則的には居住者であり、「その教区ではもっとも利益をもっている人物のようであり、彼は余分と思われる総ての費用をさけながら彼自身の利益と相談するのである」(p51)とその性格をのべている。そして治安判事(Magistrate)は地主の Overseer を多くし、地主の金銭上の報酬に対して間接的な計画を促進する中で地主の小作料を支持することになるのである。こうしてケチで専制的な尺度が完成するのである。富者は貧者に対して闘うのである。貧乏人への中傷のために貧乏人への償いの総ての手段は全面的に防げられたのである」(p52)とのべている。

4 貧困治療策とその失敗の理由

(1) 治療策は試みられ失敗した。「この時代までその病気は十分に記述され考えられたのであり、そして治療方法の理由ある発見は今や注目の対象となっていた。しかし完成が容易でない課題として、そしてそこで試みられたすべての悪い結果として十分に実験されたのである」(p54)としている。

(2) 費用の減少論が本質。富者も貧者も生活維持への費用減少論がそ

の費用や課税への制限となり、「何故貧民だけがその富の取るにたらない部分をうらやまれ、そして社会の恩恵を中傷せず、委任された当局の手に対して常に奴隷のようになってその声が中断されるのか？ しかし言われる事はその貧民が人々の余分なものをとっているということである」(p56)とされ、「お茶の使用がいかに全面的に禁止されたとしても、それはよりすくない費用であり、或いは生存にとって好ましくない項目が適用され、或いはそのサービスから買いもどされる時間が有用な雇用になるということはどんな方法をとっても明らかではない」(p56)のである。こうした中では、「欠乏にかかわりなく、そして多分妻子を死なせながらも、彼はその苦悩のもっともしつこい叫び声に徹底的な響となることである。その Ale-house は事実地獄のマンションであり、そこは貪欲や浪費や激怒や青春の悪魔が彼らの永遠のすみかとなっているのである。そしてその時から飢えと病気の悪魔は腕組みした悪い男のように村の小屋や町の街頭を荒廃させるのである」(p58)。そして Ale-house の「許可は拒否されないに違いない。何故ならば、例え Ale-house がその人々を退廃させるとしても、彼らは収入を増加させ、軽視している高慢ちきに諂う人の支持をたすけているのであり、自由に生れた仲間の市民をあなどる勇敢な兵士をたすけているのである」(pp59~60)と見ぬいている。

(3) 放蕩と不用意さの克服。「社会の最も低い階層の中で、この放蕩と不用意さの観点から、多分現行法規の繰返しを提案する者の理念は進み、静かな時にはその貧民が困窮者として残され、彼らの隣人達に強制なき諂いから他人への強制をすべてのねらいとするのである。これらの意見は大いに主だった人々によって基礎づけられて表面化するのである。第1に、その貧民は法律によってどんな方法によっても、打ち負かされず転落しえない生存への主張 (a claim to subsistence) をもつことなのである。第2に、かような主張への信頼は現状にのみ注目し、未来に注目しない人々に変えるのである。第3にそこではすべてのために機会をつくり、そこでは蟻のように夏の季節でも冬の準備を行うことである。そして最後に若し法的援助のすべての期待が不可能となるならば、思ってもいない貧困の怖れは、彼らの稼ぎがおとろえる年齢時の必需品を補うために保持されるべきなのに、人生の最高時に馬鹿げた事や正気でない行為で浪費してしまうという人々の利害にまで作用するだろうという

ことである」(pp61—63)。

第1の主張の偽りは、「救助の分配や拒否」が教区事務官等の選択によって行われており、第2は第1に依存して「すべては悪い時に対して用意する手段なのであり、東洋の道德主義者の比喩的言葉では『家を守るものがふえ、そして悪い男がみずからおじぎする時は』平等に論議しうる段階となり、わずかなシリングの一週間の収入に、多数の家族を儀礼をもって生活維持し教育するものは現在の需用の中から未来を促進する偶然性或いは確実性に応えうるような実践的経済主義者であるに違いないのである」(p64)として、「基本的変化なしには可能な限りの改善は完成されない」(p68)としている。

5. 定住法の実態について

(1) 定住法の三つの運営上の意図。定住の合理性は、三つの原則があるとしている。(1)、「教区の判断や有用性によって、費用がかからないように住民の中でひきつけられている積極的な関心」である。(2)、「有用性でなく、費用のかかることを締め出す消極的な関心」。(3)、「そして、彼らの現在又は継続する費用と同じく、その生活維持者に先の利益が回収されることによってその衡平性を持つ」(p74) ことなのである。それは、「何故ならば、人間はみずからの労働を与え、そして金銭を消費する場合で労働能力や消費能力がともに終わった時にこそ、彼は疑いもなく援助 (support) されるべき」(p74) だからである。

第1の意図に対しては、「出生証明」や「7歳まで」の保護があり、「虚弱者や非稼働者や子供に課されている居住要求条件が成立しない前に、彼らが来た所へいやおうなくつれ戻されている」(p76) のであり、反面では「小家族で稼働出来る勤勉な労働者は彼が選ぶところはどこでも教区民の中で克服しえない困難はない」(p76)し、「人生の最盛期の徒弟や独身の従僕はより多くの確実性と能力によって彼自身の両親や彼自身の自由性によってどこに定住されても可能なのである」(p76) と説明している。

第2の意図は、拒否の意図として、「出生の証明」をあまりにも重要視して拘束され、子供達の拒否は両親の拒否となり、どこでも定住することになる。

第3の意図は、「出生の証明は、出生の所がいつも居住の所であるとし

て例外なしに扶養される」(p78) やり方である。これは、70歳や14歳の者でさえ、定住地を去って非稼働者となり、災難にあって人生の下り坂となって戻っても、「一人の見知らぬ者(stranger)」としてみるのである。

(2) 定住法改正に反対する理由。以上のように定住法のもつ機能は三つの差があり、それ故に定住法改正に対しては、「若し人々がやって来た所で生活維持がすべて確実であったならば、最も良い仕事と最も良い賃金がつぎこまれる所にすべて集まり、そこで国民の中でより後進的で肥沃でないところが荒れはてて残される」(p79) としている。J. Scott は、「しかしこのことは一つの誤りと思われる。——事実そこにはすべての状態の中で休んでいることに耐えられない者もいるのである。これらの疑問は今でもつづき、彼らの遠出の結果になやみ、より多くの困難をなお10倍にするのであった。しかし、反対に多くの者は彼らの故郷に一つの犯しがたい魅力をもつのであり、そして多くのものはみずから特別な職業をも習慣的に愛する」(p80) のである。しかしながら首都への集中はおこりはじめており、教区上の区分では拒否され、事務官達の自由裁量が問われているのである。

(注1) J. Hamway "An Earnest Appeal for Mercy to the Children of the poor, 1776 (BL, 8277, g, 21)。小山路男著「イギリス救貧法史論」125頁、日本評論新社。

(注2) R. Burn "A History of the poor Law" (BL. 514. d. 4) 参照。拙稿「Knatchbull 救貧法下の Work-house 論について」北星論集第18号 p141 参照。

(注3) Hervey. どんな人物か不明。

(注4) M. Hale "A discourse touching provision for the poor" 1927 (BL. 012207. f. 21. 6)。拙稿「Sir Matthew Hale の貧民救済雇用論 (1659) について」北星論集11号。拙稿「Knatchbull 救貧法下の Work-house 論について」北星論集, 第18号, p141 参照。

III Hundred-house の提案

1. Hundred-house の提案

(1) Hundred-house の目的。怠惰と勤勉が平行して行く中で、「哲学者達は愛国心や公衆道徳を語るのである。そしてこれらの理念から憤いな

しで義務の完遂を人々に強制化する習慣をその起源とされたのである。しかし推測と現実、理論と実践はときどき変化し——かような事務官達は不本意にも彼らの仕事に従事しているのである。」(p82)とされ、そこで「平均的管理」が問われたままとなっている。そこで彼は Hundred-house を提案する。「Hundred-house の提案は、Mr. Alcock によって多くの推薦者を持ち、あるところでは現実化されて以来約20年にもなるのである。しかし、そこには世間上熱心な力ある反対論があるのである。色々な性格でなりたっている団体のために種々で平等な準備が必要とされるであろう」(p83)としている。

第1に成人対策として、「住民として定住した老人や虚弱者達のために、食物をえる毎週の手当を彼らの地代として支払うことによって、疑いもなくこれら住民への救助や身すばらしくない着物を毎年支給することが最も適切に行われることなのである。事故や急病の場合には他の貧乏な世帯主達のために家庭での救助が同じくもっとも多くの資格を有するであろう。そしてその家族は数知れず、そして伝染病や臨時の場所に移らないものは移動させることによって、はやくからの分離という予防策が悪病の悪化を防止するというで、それに悩むものへの恩恵となるであろう。言われうることは、『金銭によって貧民を補うことは、ただ不節制な手段によって彼らを補っているだけである』ということである。」(pp83~4)とされ、「ここでは人間性一般の墮落を克服する配慮が再びおこり、毒液は社会のすべての枝に用いられない。悪徳の根源としてその悪い影響を広めることが確実なのは金銭愛であり……」(pp183~85)としている。

第2に青少年への対策として、若者には「中傷ではなくむしろかような制限の不足によって」犯行の賞賛が行われているのであり、そこで「教育の力は世界的に知られている。そのやさしい心は心なくもその仲間の心に同化し、そのマナーは上品さを尊重し、或いは単純な例によって元気づけられているのである。信仰深い家族の生徒は嘘を怖れるであろうし、そして一つの宣誓に打ふるえるのである。或る Ale-house の学者は虚偽と神の冒瀆の中で完成される。」(pp85~6)としている。

(2) 健康の保持。人生には知性と考慮が必要であり、そのためにはその house には「空気と土壌による良い健康やその能力が絶対に必要な項

目である。」(p87)として、成人よりも子供に重点をおいて、これらの病気を蓄のうちから守ることであるとしている。

(3) 道徳の促進。クエーカー教徒らしく、彼は「健康の保持は道徳の保持よりもより重要ではないのである。これらの家の管理や看守の中でのかげしさは…決してゆずれないものなのである。」(p90)と主張している。こうして、「推薦された方法の中で一つの規則的で断固たる忍耐によって、浮浪者貧民の数がやがて減少されるのであろう。しかしながらこれらの不幸にも排回する貧困者のための一つの施策 (provision) は間接的に注目されて来ており、そして多分 Hundred-house の施策はこの場合公正にも代表的主張となるのである」(pp90~91、と考えている。

2. 攻撃的でない者と攻撃的なものの区分

(1) 攻撃的でない貧民とその対応。彼らは「絶対的に身体上稼働しえないもの、或いは悟性上弱いもの」とがあり、彼らは定住せず主人から主人へと国中をうろつき、解雇されたり就労したして、「恥入る顔とおく病な性向」をもち、「彼らはみずから仕事に没入することは出来ないし、或いは騒ぎと厚かましきによって施与を求めることも出来ずにドアや街角にうずくまり、わびしい容相で援助を懇願するのみなのである」(pp91~2) とのべている。

次に「そこには浪費と不幸によって貧乏になったものは喜こんで自ら労働に就くようにという期待が生れるのである」(p92)。しかし、学ぶには年齢があり、勤勉よりも技術が要求されており、臨時的恒常的な House の受入れが考えられ、そこではマニファクチュアの建設が「費用減少と雇用準備という二重の視点」によってなされたが、「しかし利益となる観点でかような計画の成功はむしろ問題なのである。」(p93)と述べている。

そこで「一つの職業に育成される人々は他の職業の中でも大きな有効性を持つのは希なのである。そして困難は何もないとして、老齢や病気によって仕事が不可能となるまで、その格言がすべて彼らの手となるというので、わずかに幸福な天分のために、彼らは同じく援助を要求することはないのであろう。そして労働日のあとの休息の夜は彼らは持分をえているのである。そこには一つの静かで違った性格をもつ多くの貧困な滞在者がいる。これらは勤勉な労働者であり、彼らは家族と居住とを持ちながら、County から County へと干草の時期や収穫の時期に定期的に

巡回をしているのである。そして、病気や他の予期せぬ災害によって引留められるので、時々雇用期間が終っても彼らは目的地につきえないことがある。あれやこれやの攻撃的でない旅行者達のためにはその名誉と人間性によって申請がされていたのである。」(pp96～5) とのべている。

(2) 攻撃的な貧民とその対応。残された浮浪者の中には「病人と老衰のふりをする以上に実際上は精力的で健康な詐欺師であるか、或いは他人の恩恵からそれを得るための訴えをみずから災難者にさせ、彼自身の勤勉さによって生存しうる十分な能力があるのに、病気や事故とする災難者達がいるのである。すべてこれらの特徴は気ままであり怠情なのである。」(p96) としている。彼らは、抑圧的にし中傷的にしても従わず、「我々はその判断の中であわれみを覚え、彼らが我々の兄弟であることを考えるのである。この理由のために我々の現行法によって約束されている野蛮な鞭打は廃止されるべきなのである」(p97)。鞭打はおたがいに同情がなくなるので、「簡単な拘束処置ではその狂暴さを従わせえないであろうし、H. Fielding 氏の断食部屋がより多く適切であろうし、多分成功する手段となるであろう」(p99) とのべている(注1)。

3. Hundred-house の内容と有効性

(1) 機能ごとの施設の種類。まず、T. Alcock のプランの中で、伝染病患者、浮浪者、旅行者達のそれを考えている。具体的には、「前に述べられた色々な家、例えば孤児院(Orphan house)、成人のための救助院(The House of relief)、そして診療所をもっている元気な乞食や丈夫な浮浪者のための収容院(House of Confinement)」があり、それぞれに理事会によって管理人達(Governors)を任命するのである。

(2) 現行法の Bridewell への入所。「現行法の計画では浮浪者拘束は一つの不条理で残酷な法となっているのであり、人々は悪漢の中でその道の達人が教化されてそれをなくすために、Bridewell に一時的に拘束を義務づけられるのみであり、或いは請負となっている Work-house の中で餓死させられるか、或いは毒殺されるためにみずから定住と呼ばれている所に対して通って来るのであり、或いは最も良くて自発的な慈善による不安定な扶養者にもどされることなのである。」(p101) とのべている。

(3) 定住法の移動の全面禁止。このことは「場所を変えることの全面的禁止という理念は、人間や社会の性質を考える総ての者に馬鹿げた事

として現われねばならない」し、「その治療法ははっきりとしていて、何如に彼らの無責任な所から操作されようとも、家族をもつすべてが直接そこにうつされ、管理の費用は彼らの現行の生活維持のために現金で支給されることである。家族をもたない人々は彼らの軍隊の義務から解放されうが、しかしその奉仕事業 (Service) に戻され、そして公共の有益性の仕事に(すくなくともしばらくの間)雇用されるのである。」(p105)として、フランス軍隊の公共ハイウェイ建設への従事をのべている。

(4) 排回する小商人の規制。いつの時代でも乞食と商人の区別のつかない一群がいる。「これらはボタンや簞の商人、そして帚やマッチを行商して歩く人 (hawers) や小売りする人 (pedlars) と一般的に呼ばれている排回する小商人のことなのである」(p106)。そして、彼らには許可証の外に特別な証明書を必要とすることとしている。

(5) 実施上の問題点。第1に Hundred-house の区域は今まで田舎中心であったが大きなものちいさなものとを混合させて大都市でも行うこと。第2に、費用の問題であり、借入金か遺産かによってである。第3に、これらの規則を市民によく知らせることである。これらの法律は市民の中で、「中国や日本の法律によってよりもより多くを知られていない」(p110)としている。最後に若干の修正と自発的寄付を訴えている。

(6) 実行することの利益。彼は、第1に貧困問題への無関心はあとで後悔するとし、第2にこの利益は「いかに彼の快い状態や彼の心は創造へのみごとな放出への有益な流れをえながら一つの博愛の泉となることか！」(p117)としている。第3に、「貧民は感謝の心がない」と言うがあなたはどうか?と問いかけて、実行することの利益をのべている。

(注1) H. Fielding "A. proposal for making an effectual provision for the poor" [BL 1027. i. 18. (11)]. 拙稿「Knatchbull 救貧法下の Work-house 論について」北星論集第18号 pp130~135。

VII おわりに —贅沢の自制—

1. 予防としての贅沢 (Luxury) の自制

(1) 治療よりも予防を。「予防は治療よりもより良いものであるように、

治療としての救助よりも予防としての排除を試みる必要があると思われる」(p118)と彼はのべる。

(2) 贅沢の自制もなくなり、商人達はそれを見せびらかしている。「我々の祖先の時代には贅沢は貴族のマナーとして制限されていた。」(p120)が、ところが富んだ平民達の多くは「見せびらかしを競ったのであり、そして彼らの獲物は彼らの障害にも平等ではなく、破産や貧困も彼らの分担となった」(p122)のである。

(3) 職人達は Ale-house で消費して生活に困っている。「彼らの稼働は Ale-house の夜に大きすぎて消費されるのである。そこで老齢や病人に近くなる時、或いはその日の物語りが終る時、そして雇用が不足している時、その結果は叙述するにはあまりにもショックであり、惨めとなるに違いない」(p122)のである。

(4) 都市の消費は田舎の生産によっている。都市のうかれさわぎをとめるものもなく、「馬の牧草地のために公有地の囲い込みは敵の侵入計画のようである。それは小屋の破壊である。そして『地上の貧民のための場所がそこなくなるまで、馬に馬を、野原に野原を付加する』農業の集積のためである」(p123)と彼はみている。

2. John Scott 論文の特徴について

第1に、この時代の中での一人のクエーカー教徒としては、かつてのクエーカー創立者達が政治的には共鳴していた Leveller の思想に批判的となり、「社会の従属を犯したい Leveller の教義を教えこむことを企画してはいないが」(p34)とのべているほどに後退していることである。

第2に、そのことは、P. Chamberlen や John Bellers の「生産労働」論を人格の基礎とすえる思想が弱く、やや人間の怠惰性故の救貧思想への危険性が色こく出ている。

第3に、それ故に、John Bellers のように救貧政策が College of Industry 論から Collony 論にまで展開出来ず、College of Industry 論よりも処遇思想により後退した Hundred House 論への提案となっている。

第4に、しかしながら、クエーカー教徒故に当時の非人道的で不正な富をえている Work-house の処遇への恐りが詩人的センスでのべられ、その価値は高く評価されねばならない。

第5に、「その貧民は法律によってどんな方法によってでも打ち負かさ
れずに転落しえない生存への主張 (a claim to subsistence) を持つこと」
(p61) は「現状にのみ注目し未来に注目しない人々に変える」(p61) の
であるとして、Luxuryの自制を訴える方向がのべられている。しか
し、この視点の鋭さは高く評価しえるとしても、生産関係への視点の弱
化は確実に侵透していたと考えられる。

(1981.10.24)

An Essay about John Scott's "Observation
on the Present State of the Parochial and
Vagrant, 1773"

Kyuichi SHIRASAWA

In Japan, John Scott (1730-1783) is not fully introduced as a pamphleter of the critic at 'the farming the Work-house'.

Therefore, I would introduce fully the summary about "Observations on the Present State of the Parochial and Vagrant, 1773" written by John Scott, and specially the state of the poor in Work-house, and the Settlement law.

He proposed the Hundred-house, that was not the County Poor-house by H. Fielding's plan. At last, he appealed the self-control for luxury to prevent the poverty.

The thought of John Scott was not stronger at 'the profitfull employment' than the thought of John Bellers, as a Quaker. But he was able to appeal "the parochial prison" in the state of the poor at Work-house, as a Quaker, too.